平成２２年（フ）第１２２号
広島県福山市手城町２丁目９番12号　A、開始決定時の住所広島県福山市南手城町３丁目20番10号
破産者　廣島智佐子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３３４０号
福岡市東区美和台４丁目９番２―303号
破産者　池田　孝幸
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２５８号
福岡市博多区博多駅東１丁目３番３―301号、旧住所福岡市博多区西月隈３丁目８番12―313号
破産者　島村　武志
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７１６号
福岡市中央区清川２丁目１番21号
破産者　河端　忠雄
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３０号
福岡市東区和白６丁目２番22―305号
破産者　前田　昌藏
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６６２号
長崎県長崎市弥生町20番１号
破産者　大澤　雅之
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６３号
長崎県長崎市八つ尾町23番11号
破産者　吉川　義宣
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８８２号
横浜市港南区丸山台１丁目２番１―W809号
破産者　吉田　敏昭
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２７号
横浜市鶴見区諏訪坂12番12号　アパートメント諏訪坂101
破産者　澤口　俊英
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２７号
横浜市都筑区桜並木７番17号　エーティータウン桜並木C―102、開始決定時の住所東京都目黒区祐天寺２丁目16番９号　エクレール祐天寺401
破産者　斎藤　晃二
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４号
富山市田畑928番地
破産者　林　　孝至
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２３号
静岡県島田市野田822番地の16
破産者　飯塚　正哉
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７６号
静岡市駿河区南八幡町22番20―305号
破産者　片山千代子
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４５号
愛知県刈谷市今川町花池38番地22、旧住所愛知県碧南市松江町５丁目５番地　スギセラ社宅305号
破産者　伊藤　友裕
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
愛知県名古屋市西区山木１丁目６番地の１
破産者　青木　一幸
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８３９号
熊本県合志市須屋160番地　ビザビー菊池104号室
破産者　鋒山　直夫
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部